

令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録 目次

第 1 号（5月26日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
説明のための出席者	4
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
管理者招集挨拶	7
議案第1号	8
議案第2号	9
議案第3号	10
議案第4号	12
議案第5号	13
議案第6号～議案第13号	14
一般質問	19
閉会の宣告	24

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第43号

令和7年5月16日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会

議 長 伊 藤 仁

令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を招集する告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第5号

令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和7年5月26日

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和7年5月16日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

管 理 者 芝 田 裕 美

令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会

令和7年5月26日（月）

午後3時開会

議事日程

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1 号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 5 号 維持管理用消耗品（ごみクレーン点検用特殊消耗部品他）の購入について
- 日程第 9 議案第 6 号 維持管理用消耗品（温水発生器用部品他）の購入について（追認）
- 日程第10 議案第 7 号 維持管理用消耗品（ろ過式集じん器用部品他）の購入について（追認）
- 日程第11 議案第 8 号 維持管理用消耗品（定期点検用特殊消耗部品）の購入について（追認）
- 日程第12 議案第 9 号 維持管理用消耗品（温水発生器用部品他）の購入について（追認）
- 日程第13 議案第10号 維持管理用消耗品（ろ過式集じん器用部品他）の購入について（追認）
- 日程第14 議案第11号 維持管理用消耗品（誘引送風機制御盤用部品ほか）の購入について（追認）
- 日程第15 議案第12号 維持管理用消耗品（定期点検用特殊消耗部品）の購入について（追認）
- 日程第16 議案第13号 維持管理用消耗品（温水発生器用伝熱管）の購入について（追認）
- 日程第17 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番 後 関 俊 一 議員 2 番 徳 本 光 香 議員

3 番	村	越	誠	議員	4 番	伊	福	幸	一	議員	
5 番	広	沢	修	司	議員	6 番	鈴	木	清	丞	議員
7 番	葛	山	繁	隆	議員	8 番	平	田	新	子	議員
9 番	円	谷	憲	人	議員	10 番	小	易	和	彦	議員
11 番	伊	藤	仁	議員	12 番	塚	本	竜	太	郎	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	芝 田 裕 美 君
副 管 理 者	太 田 和 美 君
副 管 理 者	笠 井 喜 久 雄 君
会 計 管 理 者	星 野 里 香 君
事 務 局 長	中 川 聡 君
事 務 局 次 長	山 崎 弘 道 君
総 務 課 長	國 松 悟 史 君
あ じ さ い 所 長	山 崎 弘 道 君
し ら さ ぎ 所 長	栗 原 稔 君
周 辺 整 備 室 長	立 原 二 郎 君
総 務 課 主 幹	沼 中 裕 一 郎 君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	村 松 宏 樹
白井市環境課長	鈴 木 陽 介
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	高 野 章

事務局職員出席者

総 務 課 庶 務 係 長	竹 田 秀 明
---------------	---------

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（伊藤 仁議員） 皆様、本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号

令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）、議案第5号 維持管理用消耗品（ごみクレーン点検用特殊消耗部品他）の購入について、議案第6号 維持管理用消耗品（温水発生器用部品他）の購入について（追認）、議案第7号 維持管理用消耗品（ろ過式集じん器用部品他）の購入について（追認）、議案第8号 維持管理用消耗品（定期点検用特殊消耗部品）の購入について（追認）、議案第9号 維持管理用消耗品（温水発生器用部品他）の購入について（追認）、議案第10号 維持管理用消耗品（ろ過式集じん器用部品他）の購入について（追認）、議案第11号 維持管理用消耗品（誘引送風機制御盤用部品ほか）の購入について（追認）、議案第12号 維持管理用消耗品（定期点検用特殊消耗部品）の購入について（追認）、議案第13号 維持管理用消耗品（温水発生器用伝熱管）の購入について（追認）、以上13件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔9番 円谷憲人議員着席〕

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（伊藤 仁議員） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、去る5月1日、鎌ヶ谷市選出の森谷宏議員、寺本真理議員から組合議員を辞職したい旨の辞職願が提出され、同日付で許可いたしましたので、ご報告いたします。

また、新たに本組合議会議員に選出されました方々をお迎えいたしまして初めての議会となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

続きまして、本年4月1日より新しく就任されました星野里香会計管理者に、自席にてご挨拶をお

願ひいたします。

○会計管理者（星野里香君） 会計管理者を務めさせていただきます星野です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（伊藤 仁議員） 日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

鎌ケ谷市より選出されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により議長において指定いたします。

1番、後関俊一議員、4番、伊福幸一議員、7番、・山繁隆議員を指定いたします。

それでは、ここで新たに選出されました議員の方々にそれぞれご挨拶をお願いしたいと思います。
つきましては、伊福幸一議員、葛山繁隆議員の順に議席にてご挨拶をお願いいたします。

初めに、伊福議員、よろしくお願いいたします。

○4番（伊福幸一議員） 皆様、こんにちは。鎌ケ谷市から選出させていただきました伊福幸一でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○7番（葛山繁隆議員） こんにちは。鎌ケ谷から来ました葛山です。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 仁議員） ありがとうございます。

以上で紹介を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 仁議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、6番、鈴木清丞議員、7番、葛山繁隆議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤 仁議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 仁議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（伊藤 仁議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（芝田裕美君） 令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会の5月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案13件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

このたび鎌ヶ谷市選出の森谷宏議員、寺本真理議員が退任されました。在任中は、多大なるご尽力をいただきましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。そして、新たに・山繁隆議員、伊福幸一議員を組合議員にお迎えし、当組合の一層の発展にご尽力を賜ることになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、都市公園整備事業につきましては、スポーツ・レクリエーション活動の場の創出として、スポーツ広場ゾーンの第二期整備エリアにある（仮称）スポーツ広場の整備工事に着手し、地域の皆様にとって健康増進機能や地域活性化機能の充実を図る取り組みとして進めております。今後も、住民の皆様の声を大切にしながら事業を推進するとともに、環境委員会をはじめとした住民の皆様と協力し、利用者の方々にとって使いやすく安全で安心して利用できる場所となるよう努めてまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の子育てしやすい環境づくりを推進するため、仕事と育児を両立できる環境を整備するための育児短時間勤務制度を導入しようとするもののほか、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案して、一般職の職員の給料月額が改定されたことに伴い、会計年度任用職員の給料及び報酬の上限額を改定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域手当の支給割合が改定されたことによる影響を緩和するため、令和7年度の職員の給与の特例期間を6か月から3か月に変更しようとするものでございます。

次に、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅行業者等に対して旅費を支払うことを可能とするほか、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第4号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、令和7年度予算の歳入歳出にそれぞれ489万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を38億504万9,000円とするとともに、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額の変更及び地方債の変更を行おうとするものでございます。

次に、議案第5号 維持管理用消耗品（ごみクレーン点検用特殊消耗部品他）の購入につきましては、予定価格が2,000万円以上のため、地方自治法第96条第1項第8号及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第6号から議案第13号の8議案につきましては、クリーンセンターしらさぎの維持管理用消耗品の購入に係る契約案件でございます。従前、維持管理用消耗品については契約案件を議決の対象としておりませんでした。地方自治法上の解釈を見直した結果、当該契約は財産の取得であり、議案として議会に上程すべきとの判断に至ったことから、このたび過年度分の契約について追認をお願いするものでございます。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎議案第1号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第4、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第1号を御覧ください。本案は、職員の子育てしやすい環境づくりを推進するため、仕事と育児を両立できる環境を整備するための育児短時間勤務制度を導入しようとするもののほか、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案して、一般職の給料月額が改定されたことに伴い、会計年度任用職員の給料及び報酬の上限額を改定しようとするものでございます。

概要でございますが、1点目は職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、育児短時間勤務制度の導入として、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、常勤職員のまま職務を完全に離れることなく、育児を行えるための制度を新設しようとするものでございます。

2点目は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で育児短時間勤務職員等のパートタイム会計年度任用職員における期末勤勉手当の算出方法を加え、組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例が、令和7年鎌ヶ谷市議会3月会議におきまして一般職の職員の給料月額等が改定されたことから、当組合においても会計年度任用職員の給料及び報酬の上限額を改定しようとするものでございます。

3点目は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正として、育児短時間勤務制度を導入するに当たり、部分休暇等の内容を加えることなど所要の改正を行おうとするものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上で議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第1号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立全員でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第5、議案第2号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第2号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第2号を御覧ください。本案は、組合職員の給与の支給については、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ケ谷市職員の給与に関する条例に基づくこととしておりますが、令和7年鎌ケ谷市議会3月会議におきまして地域手当の支給割合が改定されたことによる影響を緩和するため、令和7年度の職員の給与の特例期間を6か月から3か月に改正されたことから、当組合においても所要の改正を行おうとするものでございます。

概要でございますが、当組合から給与条例を準用している鎌ケ谷市が給与適正化のために独自で行っている給与の削減策である3級以上の職員の給料を2%削減する期間について、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間を令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間に変更するものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上で議案第2号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第2号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立全員でございます。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第6、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第3号を御覧ください。本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅行者等に対して旅費を支払うことを可能とするほか、所要の改正を行おうとするものでございます。

概要でございますが、国家公務員等の旅費制度の見直しを踏まえ、当組合においても旅費について出張した職員に支給するほか、旅行代理店や外部の研修機関等に対して支払うことを可能としようとするものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上で議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） これより質疑を行います。

開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました徳本議員について質疑を認めます。

徳本議員。

○2番（徳本光香議員） では、議案第3号について3問の質問をいたします。

1問目が、本改定によってどのような点で公務員の方々にメリットがあるのでしょうか。

問い2が、第2条、（6）で組合が旅行について契約を締結する旅行役務提供者の定義が追加されていますが、当組合で契約を行う予定はありますか。

問い3が、第4条3項で、これちょっと通告した文の文法がおかしいので、修正して質問します。

第4条3項で「旅客運賃」を「旅客運賃等」に改める改定がありますが、この「等」の内容は何で

しょうか。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第3号のご質疑についてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。お尋ねの1点目は、本改定によるメリットでございました。本条例の改定により、職員の旅費に関する手続が簡素化され、これまで必要だった旅費の支給に係る資金前渡手続や実費負担での精算手続を経ることなく、旅費の支払い等が可能となることから、旅費の取扱いに関する職員の事務負担が軽減されるものと認識しております。

次に、2点目は、旅行役務提供者との契約予定でございました。現時点におきましては、当組合においては旅行役務提供者との契約を行う具体的な予定はございませんが、視察や研修旅行等の実施に当たり、必要に応じて適切な対応を検討してまいります。

次に、3点目は、第4条第3項における旅客運賃等の「等」が示す内容でございました。旅客運賃の「等」の内容につきましては、船賃における寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金などが含まれるものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 徳本議員。

○2番（徳本光香議員） 3つの質問のうち、問い2と問い3について再質問はありません。

問い1のお答えについてなのですが、旅費の支給をするときに資金を前もって渡す手続や実費負担の精算手続がなくなるというご説明でした。ちょっと具体的に確認したいのですが、これが意味するところは、今までは事前に旅費を見積もって事務局から職員の方に渡して、実際に出張などで実費負担が生じた後にも差額について精算をする必要があったものが、今後は出張などの後にかかった費用を一度支払えば済むようになったということでしょうか、確認です。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（國松悟史君） 私からは、議案第3号に関する再質問についてお答えいたします。

これまでは事前に受け取った旅費を事後に視察などでの実費を精算する必要がありましたが、今後は旅行役務提供者等に費用を支払うことで済むようになる場合もございます。

私からは以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で徳本議員の質疑を終結いたします。

議案第3号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立全員でございます。

よって、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第4号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第7、議案第4号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第4号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案第4号を御覧ください。本案は、歳入歳出予算の総額38億15万4,000円から、歳入歳出それぞれ489万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億504万9,000円とするほか、地方債の限度額を変更しようとするものでございます。

概要でございますが、都市公園整備の（仮称）スポーツ広場整備工事につきまして、近年の労務単価や物価の高騰などにより工事費が増額すること、また本事業の対象となる社会資本整備総合交付金が減額となったことに伴い、その財源を補うため財政調整基金繰入金及び地方債を増額し、対応を図ろうとするものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。1ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では、3款1項国庫補助金を4,152万9,000円減額し、5款1項基金繰入金に1,782万4,000円を、8款1項組合債に2,860万円をそれぞれ追加し、歳出では、3款1項清掃費を489万5,000円追加するもので、全体では489万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億504万9,000円にしようとするものでございます。

2ページ、3ページを御覧ください。第2表、地方債補正でございますが、都市公園整備事業につきまして、地方債の限度額を6,910万円から9,770万円に変更しようとするものでございます。

8ページ、9ページを御覧ください。歳入の詳細でございますが、社会資本整備総合交付金が予算額の約3割に減額となったことから、3款1項1目衛生費国庫補助金を4,152万9,000円減額し、その財源を補うため、5款1項1目財政調整基金繰入金に1,782万4,000円を、8款1項1目衛生債に2,860万円をそれぞれ追加するものでございます。

10ページ、11ページを御覧ください。続きまして、歳出の詳細でございますが、（仮称）スポーツ広場整備工事につきましては、労務単価や建設資材等の高騰や給排水処理方式を変更したことなどに

より、3款1項4目周辺整備費における都市公園整備事業の工事請負費に489万5,000円を追加するものでございます。

なお、12ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を添付してございます。

以上で議案第4号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第4号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 全員起立でございませう。

よって、議案第4号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第5号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第8、議案第5号 維持管理用消耗品（ごみクレーン点検用特殊消耗部品他）の購入についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第5号 維持管理用消耗品（ごみクレーン点検用特殊消耗部品他）の購入についてご説明申し上げます。

議案第5号を御覧ください。本案は、予定価格が2,000万円以上の財産の取得のため、地方自治法第96条第1項第8号及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本購入品につきましては、クリーンセンターしらさぎのごみクレーン設備、温水発生器、排ガス処理設備に対する定期点検時に交換する特殊用消耗部品を購入するものでございます。なお、購入部品の部品名、個数につきましては、資料のとおりでございます。

また、契約方法につきましては、購入する特殊用消耗部品は現有する焼却設備の性能及び能力に応じ製作、加工されるものであり、施工業者の受注生産となることから、地方自治法施行令第167条の2第2項の規定に基づき、随意契約により当施設の施工業者である株式会社神鋼環境ソリューション東京支社と7,902万9,500円の物品供給契約を締結しようとするものでございます。

以上で議案第5号 維持管理用消耗品（ごみクレーン点検用特殊消耗部品他）の購入についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第5号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立全員であります。

よって、議案第5号 維持管理用消耗品（ごみクレーン点検用特殊消耗部品他）の購入については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第6号～議案第13号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第9、議案第6号 維持管理用消耗品（温水発生器用部品他）の購入について（追認）から日程第16、議案第13号 維持管理用消耗品（温水発生器用伝熱管）の購入について（追認）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第6号から議案第13号までの8議案は、クリーンセンターしらさぎの維持管理用消耗品購入に関する契約案件の追認でございます。

議案第6号と第7号は、令和2年度分の消耗品購入に関するもので、第6号は温水発生器用部品などを、第7号はろ過式集じん器用部品などの購入に係る追認でございます。

次に、議案第8号から第10号は、令和4年度分の消耗品購入に関するもので、第8号は定期点検用特殊消耗部品を、第9号は温水発生器用部品を、第10号はろ過式集じん器用部品の購入に係る追認でございます。

次に、議案第11号と第12号は、令和5年度分の消耗品購入に関するもので、第11号は誘引送風機制御盤用部品などを、第12号は定期点検用特殊消耗部品の購入に係る追認でございます。

最後に、議案第13号は令和6年度分の消耗品購入に関するもので、温水発生器用伝熱管の購入に係る追認でございます。

以上、議案第6号から議案第13号までの8議案につきまして一括してご説明申し上げます。

議案第6号から第13号までの資料を御覧ください。本件につきましては、地方自治法及び条例上の規定から、予定価格が2,000万円以上の財産の取得について議決が必要とされておりますが、これまで議決の対象としてこなかった消耗品の契約案件につきまして、地方自治法上の解釈を見直したことから、過年度分の契約について追認をお願いするものでございます。

資料の1、追認事案の概要及び経緯でございますが、本件の追認議案につきましては、クリーンセンターしらさぎの定期点検や通常点検等で交換する特殊消耗部品の購入に係る案件でございます。こ

れまで当組合では、施設で使用する消耗品は財産の取得に当たらないという認識により、議決の対象としておりませんでした。が、昨年末に千葉県より、地方自治法や条例により議決を要する契約や財産の取得について、議決を経ずに行っている事例が見受けられるため確認を求められたことから、当組合におきましても他団体の事例や地方自治法の解釈について確認を行いました。

次に、資料の２、追認を求める理由でございますが、他団体の事例等を踏まえ、地方自治法の解釈を見直した結果、当該契約は財産の取得に当たり、議会の議決に付すべきとの判断に至りましたことから、過年度に契約して取得した議案第６号から議案第13号までの消耗品購入８件は予定価格2,000万以上のため、議会の追認を求めようとするものでございます。

次に、資料の３、該当案件でございますが、令和２年度から令和６年度に購入したクリーンセンターしらせの維持管理用消耗品となり、年度別の契約状況は令和２年度２件、４年度３件、５年度２件、６年度１件の合計８件となり、詳細は本資料及び各議案資料に記載のとおりとなります。

最後に、資料の４、今後の対応についてでございますが、議会に付すべき取扱基準について、職員に徹底するとともに契約事務手続を進める際のチェック体制を強化し、適正な事務処理につきましても徹底してまいります。

以上で議案第６号から議案第13号までの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） 議案第６号から議案第13号までの以上８件については、質疑は一括とし、討論、採決は個別に行いますので、ご了承願います。

これより議案第６号から議案第13号までの以上８件について一括して質疑に入ります。

事前に通告のありました徳本議員について質疑を認めます。

徳本議員。

○２番（徳本光香議員） 議案第６号から13号について３問質問いたします。

１問目が、今まで2,000万円以上の消耗品の購入を財産の取得とみなしていなかった理由は何でしょうか。

２問目が、千葉県からの手続が適正に行われているか確認するようにという連絡があった後に事例や解釈について調べた他団体とはどこでしょうか。

３問目が、６から13号議案は、消耗品の購入について追認をするために遡る年度が令和２年度になっていますが、そうした理由は何でしょうか。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第６号から第13号のご質疑についてお答えいたします。お尋ねは３点ございました。

お尋ねの１点目は、消耗品購入を財産の取得とみなさなかった理由でございました。維持管理用消耗品につきましては、設備の運用に伴い消耗される性質で、摩耗などにより交換、廃棄されるものであり、耐久性など長期間の使用を前提とした備品ではないことから、動産には該当しないものと認識をしていたことによるものでございます。

次に、２点目は、事例や解釈について調べた他団体についてでございました。千葉県から連絡を受け、構成団体における追認議案の事例をはじめ、ホームページや公開資料を通じて本議案と同様に廃棄物処理施設の維持管理に必要となる消耗品に関して追認議案を上程していた自治体の事例を調査したものでございます。

次に、３点目は、令和２年度から消耗品の購入について追認する理由でございました。追認議案における対象期間は、構成団体における追認議案の対応状況や地方自治法など関係法令等を考慮し、令和２年度分から議案を上程させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 徳本議員。

○２番（徳本光香議員） では、追加の質問をいたします。

１問目については、どう考えていたかというのが分かったので、再質問はありません。

問い２について２問お聞きします。構成団体の事例を調べたということでした。なので、柏、白井、鎌ケ谷市について調べられたと思いますが、本環境衛生組合と同様に、この３市は消耗品は２,０００万円以上でも財産取得とはみなしておらず、追認をしている事例があつて、そして今後はそれらの３市は一律に手続を適正化して、財産とみなすようにするという手続を取ったという結果だったのでしょうか。

２問目が、具体的に何か所の廃棄物処理施設について調査されて、またその結果同様の対応をしていたところは何か所あったのでしょうか。

問い３について２問質問します。参考に、関係法令とはどの法令を指しますか。

再質問の２が確認なのですが、その法令では５年以上前の議決しなかった分というのは時効になっているので、５年間は遡って追認事案としたという考え方でよろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（栗原 稔君） 私から再質疑の４点についてお答えいたします。

初めに、ご質疑の１点目、構成団体における追認議案の事例と今後の対応に関するご質疑についてお答えいたします。当組合では、構成団体である柏市及び鎌ケ谷市の消耗品購入に伴う追認議案について確認させていただくとともに、白井市におきましては該当する事例がないことを確認させていただきました。当組合といたしましても、構成団体と同様に適正な財産取得等の手続の執行に努めてま

います。

次に、ご質疑の２点目、廃棄物処理施設における事例の調査に関するご質疑にお答えいたします。
廃棄物処理施設における事例を調査した中では、４か所の団体を確認しており、４団体全てにおいて同様の追認議案の事例を確認したところでございます。

次に、ご質疑の３点目、関係法令につきましては、地方自治法のほかに民法などの規定を考慮したものでございます。

次に、ご質疑の４点目、令和２年度分からの５年間を追認議案としたことにつきましては、地方自治法や民法などの時効の規定を考慮するとともに、構成団体における追認議案の対応状況から総体的に判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で徳本議員の質疑を終結いたします。

これより議案第６号の討論に入ります。

議案第６号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第６号を同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 仁議員） ご異議なしと認め、議案第６号 維持管理用消耗品（温水発生器用部品他）の購入について（追認）は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第７号の討論に入ります。

議案第７号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第７号を同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 仁議員） ご異議なしと認め、議案第７号 維持管理用消耗品（ろ過式集じん器用部品他）の購入について（追認）は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第８号の討論に入ります。

議案第８号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第８号を同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 仁議員） ご異議なしと認め、議案第８号 維持管理用消耗品（定期点検用特殊消耗部品）の購入について（追認）は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第９号の討論に入ります。

議案第9号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号を同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 仁議員） ご異議なしと認め、議案第9号 維持管理用消耗品（温水発生器用部品他）の購入について（追認）は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第10号の討論に入ります。

議案第10号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号を同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 仁議員） ご異議なしと認め、議案第10号 維持管理用消耗品（ろ過式集じん器用部品他）の購入について（追認）は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第11号の討論に入ります。

議案第11号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。議案第11号を同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 仁議員） ご異議なしと認め、議案第11号 維持管理用消耗品（誘引送風機制御盤用部品ほか）の購入について（追認）は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第12号の討論に入ります。

議案第12号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。議案第12号を同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 仁議員） ご異議なしと認め、議案第12号 維持管理用消耗品（定期点検用特殊消耗部品）の購入について（追認）は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第13号の討論に入ります。

議案第13号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号を同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 仁議員） ご異議なしと認め、議案第13号 維持管理用消耗品（温水発生器用伝熱管）

の購入について（追認）は、同意することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（伊藤 仁議員） 日程第17、一般質問を行います。

事前に通告のありました鈴木議員について質問を認めます。

鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） では、一般質問させていただきます。大きく2点ありまして、そのうちの1番、柏市沼南地域のプラごみ、ペットボトル、不燃ごみ、資源ごみの中間処理をしている業者に関しまして、この処理業者に対する対応についてお伺いします。

- （１）、違反状態の是正状況はどうなっているか。
- （２）、今年度の契約はどうなっているか。
- （３）、柏市の対応はどうなっているか。
- （４）、他事業者の調査、選定はどうなっているか。
- （５）、違反状態について、千葉県または国からの指導などは来ているか。

大きく2番目、周辺整備事業についてお伺いします。

- （１）、（仮称）スポーツ広場整備工事に関して。
 - ①、公衆トイレの設置がないが、必要ではないか。
 - ②、ベンチが5基となっているが、もっと増やすべきではないか。
 - ③、駐車スペースがないが、問題ないか。
- （２）、親水公園について。
 - ①、公衆トイレの設置を要望しておいたが、どうなっているのか。
 - ②、利用実態はどうなっているのか。要望は来ていないか。

以上、質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） ただいまのご質問について、お答えいたします。ご質問は2点ございました。

初めに、ご質問の1点目、柏市沼南地域の資源ごみ等の中間処理をしている業者につきましてお答えいたします。お尋ねは5点ございました。

お尋ねの1点目は、違反状態の是正状況についてでございました。当該事業者が所有する旧沼南町一般廃棄物最終処分場内の中間処理施設につきましては、建築基準法及び廃棄物処理法上の許認可権限を有する柏市より、建築基準法に関しましては当該施設に係る許認可に関する手続が行われていないものと考えられると、また廃棄物処理法に関しましては、廃棄物処理施設を設置する場合の許可に

関する申請がなされていないものと考えていると伺ったことについて、当組合としましては当該事業者に対して法的に必要な手続に応じられるよう促しており、当該事業者からはその旨の検討をしていると伺っております。

次に、お尋ねの２点目は、今年度の契約についてでございました。旧沼南町一般廃棄物最終処分場での中間処理業務につきましては、できるだけ速やかに適正な処理業務を確保する必要があると認識しておりますが、現在、構成団体と協議、検討を進めている段階であることから、今年度につきましても昨年と同様の受託業者と契約しております。

次に、お尋ねの３点目は、柏市の対応についてでございました。組合では、構成団体に対して適正な処理業務を確保するための提案を示しており、提案の実現に向けて、組合と柏市を含めた構成団体において協議を継続しております。

次に、お尋ねの４点目は、他事業者の調査、選定についてでございました。当組合は、旧沼南町一般廃棄物最終処分場内での中間処理業務に代わる処理方法について広範囲に調査を行い、構成団体に対して当組合の提案を示しております。現在は、この提案を基に速やかな実現を目指し、処理方法の選定について構成団体と協議、検討を進めているところでございます。

次に、お尋ねの５点目、違反状態に対する千葉県や国からの指導についてでございました。現時点では、当該処理施設における千葉県または国からの指導などにつきましては把握しておりません。

次に、ご質問の２点目、周辺整備事業につきましてお答えいたします。お尋ねは２点ございました。

お尋ねの１点目、（仮称）スポーツ広場整備工事に関する３項目のお尋ねにお答えいたします。

１項目めは、（仮称）スポーツ広場の公衆トイレの設置についてでございました。地域の方々などのご意見やご意向が反映され、利用者が安全に、安心して快適に利用できる都市公園整備事業を進める上で、基本的な考えが示されている廃棄物処理施設周辺整備基本設計では、今後整備を予定している（仮称）多目的広場において公園全体の公衆トイレを設置する計画となっておりますので、基本設計に沿い進めてまいりたいと考えております。なお、公衆トイレの設置までの間、さわやかプラザ軽井沢のトイレをご利用いただきたいと考えておりますが、さらなるトイレに関する対応につきましては、利用者の皆様や地域の方々から寄せられるご意見などを参考にさせていただき、公園全体の利用状況を考慮しながら、必要に応じ検証、検討してまいりたいと考えております。

次に、２項目めは、（仮称）スポーツ広場のベンチの増設についてでございました。廃棄物処理施設周辺整備基本設計では、安全安心で快適な利用を考慮し、適切な配置を検討してまいりました。具体的には、広場で遊ぶ子供たちの見守りや運動や散策等の休憩に供するようベンチを配置しております。また、整備工事における実施設計でもスポーツ広場としての利活用を踏まえ、地域の皆様と協議を重ねながら５基のベンチを設置することといたしました。今後のベンチの過不足につきましては、利用者や地域の方々のご意見を踏まえ、利用状況を確認させていただきながら、必要に応じ検証、検討してまいりたいと考えております。

次に、3項目めは、（仮称）スポーツ広場の駐車スペースについてでございました。利用者向けの駐車場につきましては、（仮称）スポーツ広場の南側に公園の駐車場を整備する予定とされておりますが、現在、駐車場予定地の用地交渉が合意に至っておりませんので、当面の対応といたしましては、ご利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、さわやかプラザ軽井沢の駐車場をご利用いただきたいと思いますと考えております。

お尋ねの2点目、親水公園に関する2項目のお尋ねにお答えいたします。

1項目め、親水公園の公衆トイレの設置についてでございました。親水広場における公衆トイレの設置につきましても、廃棄物処理施設周辺整備基本設計において、（仮称）多目的広場に公園全体のトイレを設置する計画となっており、現時点では基本設計に沿った内容で考えております。なお、設置されるまでの間につきましては、さわやかプラザ軽井沢のトイレをご利用いただきたいと思いますと考えておりますが、さらなるトイレに関する対応につきましては、利用者の皆様や地域の方々から寄せられるご意見などを参考にさせていただき、公園全体の利用状況を考慮しながら、必要に応じ検証、検討してまいりたいと考えております。

次に、2項目めは、親水公園の利用実態と要望についてでございました。親水広場の利用状況でございますが、地域の子供たちが公園を駆け回り、せせらぎなどで遊ぶ場とされる一方で、ペットの散歩やウオーキングなどを楽しまれる方々の憩いの場として多様に活用され、世代を超えて幅広い方々に親しまれているものと認識しております。また、親水広場に対するご要望につきましては、現在のところ施設や設備に対する具体的なお話は伺っておりませんが、夜間利用に関する騒音などの苦情がございますので、周辺環境との調和を図るための対応を進め、今後とも公園環境の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） では、第2問をさせていただきます。

まず、柏市沼南地域のプラゴミ、ペットボトル、不燃ゴミ、資源ゴミの中間処理をしている業者に関してです。この業者は違反をしている。建築法、それから廃棄物処理法、これに関して違反であるという認識はしていると思うのですが、何か是正に関してはなかなか進んでいないように見受けられます。当該事業者からは、その旨検討しているとの回答であります。具体的にどのような対応を検討しているのか、回答をお願いいたします。

（2）、今年度契約したというふうに言われておりますが、契約に関しては単年度、1年ごとの契約であるとも聞いております。今年度の契約につきましては、いつ実施したのか、お伺いします。

（3）、柏市の対応はどうなっているのか、この業者は柏市の市内に中間処理施設を建てているわけですが、その柏市はどのような対応を行っているのか、どのような協議をしているのか、回答をお願いいたします。

(4)、この業者と継続するのではなく、他の事業者の調査、選定について、どのように具体的に
なっているのか、お伺いしたいと思っております。特に、旧沼南町分のプラごみ等の処理は、行く行
くは柏市の北部クリーンセンターや南部クリーンセンターに移設するという話も出てきておりますの
で、その辺を含めましてクリーンセンターの処理に切り替えたかどうかと考えますが、いかがでしょ
うか。

(5)、他業者の調査、選定は、具体的にどのようにしているのか、お示してください。

2番、周辺事業についてお伺いします。(1)、(仮称)スポーツ広場の整備事業に関してですが、
公園と公衆トイレの設置について、構成団体の基準はどうなっているのか、お示してください。柏市の
議会の一般質問でも、公園の設置と、それから公園内の公衆トイレの設置、これに関してはいろんな
議員からも出ております。公園と公衆トイレの設置の基準に関して、構成団体どうなっているのか、
お示してください。

②、ベンチ5基でいいというふうに出ておりますが、5基設置とした具体的な数値的な根拠はない
のか、お示してください。

(2)、親水公園についてお伺いします。①、利用実態を具体的に捉えているとは思えません。調
査会社を使うなどして、利用実態を調査すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長(伊藤 仁議員) 答弁を求めます。

しらさぎ所長。

○しらさぎ所長(栗原 稔君) 私から、柏市沼南地域のプラごみ等の中間処理をしている業者に関
してのご質問にお答えいたします。お尋ねは5点ございました。

初めに、ご質問の1点目、当該事業者の対応につきましては、建築基準法や廃棄物処理法上の許認
可に関する手続の確認や適正な処理施設の確保に向け、新たな場所での運用の可能性などを含めて検
討を行っていると同っております。

次に、ご質問の2点目、今年度の契約につきましては、令和7年4月1日に締結しております。

次に、ご質問の3点目、柏市の対応やどのような協議をしているのかとのご質問にお答えいたしま
す。当組合では、処理、処分方法の変更に関する提案について協議する中で、柏市を含めた構成団体
と共に提案内容の具体化を図り、適正な処理体制の確保を目指して課題の整理や関連経費の算定、既
存処理方式との比較分析など、住民生活への影響を踏まえ協議を行っているところでございますが、
構成団体からは協議、検討には十分な時間が必要であるとのご意見を伺っております。

次に、ご質問の4点目、柏市沼南地域分の処理を柏市の清掃施設で実施することにつきましては、
処理方法の変更に係る手法の一つとして構成団体と協議、検討を行っているところでございます。

次に、ご質問の5点目、他事業者の調査、選定につきましては、処理方法の変更に係る手法の一つ
として他事業者への処理委託に関する可能性や処理費用などの比較検討を行っております。なお、他

事業者への処理方法の変更は、他事業者における受入れのための要件や分別区分、回収方法等の検証など、住民生活への影響を十分考慮しながら、多様な課題に対して構成団体と協議、検討を行っているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（立原二郎君） ご質問の2点目、周辺整備事業につきまして、（仮称）スポーツ広場整備工事に関する2点のお尋ねにお答えいたします。

1点目は、構成団体別の公園と公衆トイレの設置の基準でございました。構成団体のうち、柏市につきましては公園整備基本及び実施設計指針と柏市都市公園トイレ設置基準があり、この中で都市公園のトイレ設置についての基本方針や設置対象、設置計画についての規定がございます。また、白井市及び鎌ヶ谷市につきましては、公園の公衆トイレに関する基準はございませんが、都市公園法などの公園区分や地域の特性を踏まえながら、利用者の利便性や安全性について考慮し、地域の方々と協力しながら、トイレの設置に係る検討を行っていると同っております。

次に、2点目は、ベンチの基数についてでございました。（仮称）スポーツ広場のベンチ基数につきましては、具体的な数値基準はありませんが、地域の皆様や構成団体との協議により、利用者の利便性や快適性に配慮して設置基数を設定したものでございます。

次に、お尋ねの項目2つ目、親水広場に関するお尋ねにお答えいたします。親水広場における利用実態の調査についてでございました。調査会社の活用については、必要に応じて検討してまいります。まずは当組合において利用者の皆様のご要望や地域の方々の声を幅広く収集する方法を検討し、現状の課題を的確に把握することに努めてまいります。その上で、適切な改善策を講ずることで、より快適で利便性の高い公園運営を実現してまいります。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） では、第3問目、要望を述べさせていただきたいと思います。

まず、旧沼南町のプラごみ、ペットボトルの関連の中間処理業者ですが、違法状態だということが分かっているわけですから、その是正がなかなか進んでいない、あるいは別の事業者の選定も進んでいるようには見受けられません。今回、令和7年4月1日に1年契約の契約が結ばれたというふうに聞いております。報告がありました。そういうこともありますので、もう1年は仕方ないとは思いますが、令和8年4月1日までにはこの業者と続けていくのか、あるいは違う方式を取るのか、しっかり検討していただいて、8年4月1日の契約はこのような状態のまま続かないようお願いしたいと思います。以上、要望とさせていただきます。

2点目、周辺事業に関しましてですが、まずトイレの設置に関して、今ある親水公園、それから今回つくろうとしております（仮称）スポーツ広場がちょうどこの建物の向かい側辺りですか、という

ところに出来上がる。次に、3個目が出来上がるのが多目的広場で、これはどちらかというと今のさわやかプラザの向こう側になる、そういう形で大分分かれているわけです。にもかかわらず、トイレは3か所目の多目的広場にしかつくらないと、これでいいのかどうかというふうに思うわけです。特に親水広場から見れば、多目的広場までは大分遠い状況でありまして歩いて徒歩であれば5分以上、10分近くかかるのではないかと思います。そういう中では、ぜひともトイレの設置というのは必要ではないかと思います。もしトイレの設置がなかなか難しいのであれば、今この回答の答弁の中でもありましたが、さわやかプラザのトイレを利用させていただくという話であるのであれば、そういうものを明記した看板等を設置して、トイレはそこが使えますよといったような対応も必要ではないかというふうに思いますので、その辺ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

3点目、親水公園の利用実態に関しまして、では夏場の昼、平日はどうか、夏場の休日はどうか、何人ぐらい利用されているのか、冬はどうか、そういう具体的な数値がやっぱり出てきていないのです。利用実態をしっかりつかんでいないと私は見受けられますので、ぜひ業者を使って利用実態をしっかり調査する、あるいはそれが難しいのであれば防犯カメラ等を利用して実態調査をする、そういったものをぜひ検討していただきたいなど。それで、どれぐらいの利用だからトイレは本当に必要かどうかという検討はすべきではないかと思います。

以上3点を要望として述べて終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で鈴木議員の一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤 仁議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会5月定例会を閉会いたします。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

午後 4時15分 閉 会